

潮来市立牛堀中学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月改定)

目次

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方	1
(1) 基本理念	1
(2) 基本姿勢	1
(3) いじめの認知について	1
(4) 教職員の認識すべき事項	1
2 「牛堀中学校いじめ対策委員会」の設置	2
3 いじめの防止等に関する措置	2
(1) 目標	2
(2) 未然防止	2
(3) 早期発見	4
(4) 早期対応	5
4 関係機関等との連携	6
(1) 保護者	6
(2) 地域	6
(3) 関係機関	6
(4) 学校以外の団体等	6
(5) その他	6
5 教職員研修の充実	6
(1) 実践的研修	7
(2) 事例研究	7
(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応	7
6 重大事態への対処	7
7 学校評価における留意事項	8

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

【いじめとは】

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、また、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) 基本姿勢

生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努めることを徹底する。いじめの早期発見に努め、認知した場合は、早期解消に向けて迅速に対応する。また、保護者及び地域住民のいじめに関する意識を高め、社会全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。そのためにも、教職員は研修の充実に努め「いじめの防止等」の徹底を図る。

(3) いじめの認知について

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行い、「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知する。

具体例として、問題が解けないことをからかわれショックを受けた、対人関係に悩んでいた生徒に助言をしたが、余計にショックを受け傷ついてしまった等が挙げられる。

(4) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの子供にも起こりうる。また、いじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。
- ② 教職員が具体的な事例等を通して日頃より研修し、教職員同士や生徒間で何がいじめなのかについて常に意識する。
- ③ いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ④ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見にはささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめ対策組織（いじめ対策委員会）でいじめに該当するか否かを判断する。特定の教職員で抱え込み、いじめ対策組織（いじめ対策委員会）に報告しないことは法律違反になり得る。

- ⑤ いじめの報告を受けた場合、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導をする。

2 「牛堀中学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主事、学年主任、豊かな心育成コーディネーター、養護教諭、その他校長が必要と認める者。

- (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者等を臨時に構成員とすることができる。

- (3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

- (4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

① 「学校のいじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

② いじめの未然防止や早期発見に関すること。

③ いじめ問題の確認と指導や支援の体制と対応方法に関すること。

④ いじめ問題の具体的対応策の検討と検証に関すること。

⑤ いじめの相談・連絡窓口として相談や連絡を受けること。

⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること。

⑦ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。

- (5) 委員会は校長が招集する。

- (6) 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

- (7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

- (1) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

① 未然防止への取組の徹底

② 早期発見への取組の徹底

③ 早期対応への取組の徹底

④ 関係機関との連携の徹底

⑤ 教職員研修の充実の徹底

- (2) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

- ① 授業、学級活動

授業、学級活動においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動

する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ア 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

イ 学級活動での話し合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を強め、かつ社会性を育む。また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくり出す。

ウ 障害への理解を深めるための指導や相互に互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

② 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

イ 学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、生徒会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを体験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

③ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う生徒との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

ア 日頃から担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。

イ 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

ウ いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴する。

エ 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

オ 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

④ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等をする
ことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例以下のア～オ等）を
見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該
生徒へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握し、いじめ対策委員
会に報告する。

ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

イ 朝の会等で、いつもより元気がない。

ウ 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の生徒とあまり話さない。

エ 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

オ 親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する等。

⑤ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けこと
ができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い支え合う主
体的な活動を支援する。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から定期的に情報を収集
し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がイン
ターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教
育を推進する。

(3) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全
ての教育活動を通じて、生徒の観察等をする中で、変化を敏感に察知し、いじめを受けている
という兆候を見逃さないようにする。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われ
る場合、早い段階からいじめ対策委員会に報告し、生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、
的確に状況の把握を行う。

① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、
学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、
自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特
定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

② 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護
者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から
学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長
を支援していく。

③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口や
学校HP上に記載されているオンライン相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知

する。

(4) 早期対応

いじめの連絡や相談を受けた場合、また、いじめの兆候や疑いの場合も速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめの防止対策委員会」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を潮来市教育委員会に報告する。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ いじめに対する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

(A) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

(B) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていなかどうかを面談等により確認する。

ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの

削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

⑥ 重大事態の調査と報告（詳細は6）

いじめを背景とした重大事態やその疑いがある場合、速やかに市教育委員会に報告する。いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、学校が調査主体となった場合には速やかに調査する。

その調査結果についても市教育委員会へ報告する。市教育委員会が調査の主体になる場合には、学校は市教育委員会の指示のもと積極的に資料を提供するとともに、その調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「IV家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処（重大事態対応フロー図参考）

【重大事態の発生】

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置！

※ 組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施！

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供；

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査隊長の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）；

※ いじめをうけた児童生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置を実施；

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力；

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

「本校のいじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、発生後の指導、報告連絡に組織として適切に取り組む。」

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。